

## 条 例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

#### 附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日から施行する。